

議案第 1 号

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する  
よう市長に申し入れることについて

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
よう市長に申し入れます。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第66号）の一部を次の  
ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条）

茂原市公民館使用料

単位：円

区分		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時ま で 1 時間につき
中央公民館	大会議室	550	660
	小会議室	270	330
	研修室	270	330
	調理室	660	790
	講座室	440	520

	ギャラリー	440	—
	冷暖房料	使用料の3割の額	
本納公民館	多目的ホール	840	1,020
	会議室	330	390
	研修室	270	330
	調理室	660	790
	音楽室・プレイ ルーム	610	730
	冷暖房料	使用料の3割の額	
	鶴枝公民館	大会議室	550
小会議室		330	390
研修室		160	190
料理実習室		660	790
講座室		270	330
冷暖房料		使用料の3割の額	

備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の茂原市公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されることに伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするものです。